

# 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称	福島県立学校 I C T 支援業務委託		
委託の期間	令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 3 1 日まで		
契約金額	金	円也	
		(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
		金	円也)
契約保証金	金	円也	

標記委託業務について、委託者福島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第 1 条 乙は、この契約書及び別紙仕様書に基づき、委託業務を履行しなければならない。また、乙は、その成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

2 契約書及び仕様書に明示されないもので必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第 2 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第 3 条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、文書で甲の承諾を求め、その承諾を得なければならない。

3 前項の申請を行う場合、乙は、再委託先（業務の一部を委任し、又は請け負わせた者をいう。以下同じ。）の商号又は名称、再委託を行う理由、再委託する業務の範囲、期間及び対価、並びに技術力や専門性に関する情報その他甲が求める情報を明らかにする資料を添付しなければならない。

（I C T 支援員業務統括責任者の通知）

第 4 条 乙は、本業務の管理を統括を主として担当する職員（以下「I C T 支援員業務統括責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。I C T 支援員業務統括責任者を変更したときも同様とする。

2 甲は、乙の I C T 支援員業務統括責任者及び使用人のうち、委託業務の履行につき著しく不相当と認める者がいるときは、乙に対してその交替その他必要な措置を求めることができる。

（委託業務の内容の変更）

第 5 条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求すること

ができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第6条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害に生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、県立学校への訪問による支援業務を開始後、各月の委託業務が完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了月次報告書に関連する資料を添えて、通知しなければならない。また、全期間の業務が完了したときは、業務完了報告書（業務完了時）に成果品を添えて、通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、受領の翌日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格になり、補正を命じられた場合は、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、甲は、成果品の提出期限を改めて指定し、また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 前項において発生する経費は、全て乙の負担とする。

5 乙は、検査の結果合格した成果品を甲へ引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条第2項又は第3項の規定により、毎月の委託業務の検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

2 委託料の支払いについては、契約金額を12（県立学校への訪問による支援を実施する月数）で除した額とし、月毎の内訳は別表のとおりとする。

3 甲は、第1項の規定による支払い請求があったときは、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び延滞利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期間まで委託業務が完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から延滞利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第1項による遅延利息は、当初の履行期限（第5条第1項及び第6条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、第8条第5項の成果品の引渡し後1年以内に限り、乙に対して成果品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は成果品の修補、代品の引

渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(任意解除)

第12条 甲は、次の第13条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(催告による解除)

第13条 甲は、乙が次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (2) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第3項の修正がなされないとき。
- (4) (1)から(3)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (5) 乙は、(1)から(4)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- (2) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) (1)から(3)に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第13条の(1)から(4)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約の執行の停止、破棄)

第 15 条 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）からの契約停止要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から、契約の破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 第 12 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第 17 条 第 13 条及び第 14 条の規定により契約を解除した場合において、契約目的物の履行部分があるときは、甲は、当該履行部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(資料等の返還)

第 18 条 第 13 条及び第 14 条の規定により契約を解除したときは、乙は、当該委託業務の履行に用いた資料等を速やかに甲に返還しなければならない。

(事故発生の通知)

第 19 条 乙は、契約目的物の納入前に事故が生じたときは、遅滞なくその状況を書面をもって

甲に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、本件業務上知り得た委託業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第21条 乙は、本契約の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後もまた同様とする。

(談合による損害賠償)

第22条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第24条 第1条第2項の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島市杉妻町2番16号

氏 名 福島県  
福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

乙 住 所

氏 名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生

じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。  
2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。

(別表)

## 委託料の月毎の内訳

(単位：円)

区 分	委託料	左のうち消費税及び地方消費税の額
令和8年8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
令和9年1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
合計		